

公定価格関係(R6)

① 基本分単価

施設運営の基礎となる人件費、管理費、事業費相当分として、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と利用定員の区分並びに利用する子どもの年齢の区分と保育必要量の区分に応じて、子ども1人当りの月額単価を利用する子ども数分支給するもの。

各経費の内訳としては、人件費では年齢別等の配置基準に基づく保育士と定員規模に応じた調理員と非常勤の嘱託医、事務職員等の雇上費を計上し、管理費では職員の旅費・研修費・被服費・健康管理費や子どもの保健衛生費、施設の補修費・苦情解決対策費等を計上して、事業費では子どもの給食材料費(3歳未満児:主食費・副食費)、保育材料費等一般生活費を計上している。

定員区分	年齢区分	基本分単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	128,580	101,560
	3歳児	136,620	109,600
	1、2歳児	201,490	174,470
	乳児	281,930	254,910
21人から30人まで	4歳以上児	92,670	74,660
	3歳児	100,710	82,700
	1、2歳児	165,580	147,570
	乳児	246,020	228,010
31人から40人まで	4歳以上児	75,080	61,570
	3歳児	83,120	69,610
	1、2歳児	147,990	134,480
	乳児	228,430	214,920
41人から50人まで	4歳以上児	70,490	59,680
	3歳児	78,530	67,720
	1、2歳児	143,400	132,590
	乳児	223,840	213,030
51人から60人まで	4歳以上児	61,770	52,760
	3歳児	69,810	60,800
	1、2歳児	134,680	125,670
	乳児	215,120	206,110
61人から70人まで	4歳以上児	55,610	47,900
	3歳児	63,650	55,940
	1、2歳児	128,520	120,810
	乳児	208,960	201,250
71人から80人まで	4歳以上児	51,060	44,310
	3歳児	59,100	52,350
	1、2歳児	123,970	117,220
	乳児	204,410	197,660
81人から90人まで	4歳以上児	47,470	41,460
	3歳児	55,510	49,500
	1、2歳児	120,380	114,370
	乳児	200,820	194,810

定員区分	年齢区分	基本分単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
91人 から 100人 まで	4歳以上児	40,990	35,590
	3歳児	49,030	43,630
	1、2歳児	113,900	108,500
	乳児	194,340	188,940
101人 から 110人 まで	4歳以上児	39,010	34,090
	3歳児	47,050	42,130
	1、2歳児	111,920	107,000
	乳児	192,360	187,440
111人 から 120人 まで	4歳以上児	37,310	32,810
	3歳児	45,350	40,850
	1、2歳児	110,220	105,720
	乳児	190,660	186,160
121人 から 130人 まで	4歳以上児	35,880	31,730
	3歳児	43,920	39,770
	1、2歳児	108,790	104,640
	乳児	189,230	185,080
131人 から 140人 まで	4歳以上児	34,690	30,830
	3歳児	42,730	38,870
	1、2歳児	107,600	103,740
	乳児	188,040	184,180
141人 から 150人 まで	4歳以上児	33,630	30,030
	3歳児	41,670	38,070
	1、2歳児	106,540	102,940
	乳児	186,980	183,380
151人 から 160人 まで	4歳以上児	33,610	30,230
	3歳児	41,650	38,270
	1、2歳児	106,520	103,140
	乳児	186,960	183,580
161人 から 170人 まで	4歳以上児	32,760	29,580
	3歳児	40,800	37,620
	1、2歳児	105,670	102,490
	乳児	186,110	182,930
171人 以上	4歳以上児	31,980	28,980
	3歳児	40,020	37,020
	1、2歳児	104,890	101,890
	乳児	185,330	182,330

② 処遇改善等加算 I

基本分単価と同様の要素によって算定された子ども1人当月額単価に、職員の平均勤続年数と賃金改善やキャリアアップの取組に応じた加算率を乗じた額を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算 I	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	1,260 × 加算率	990 × 加算率
	3歳児	1,340 × 加算率	1,070 × 加算率
	1、2歳児	1,890 × 加算率	1,620 × 加算率
	乳児	2,690 × 加算率	2,420 × 加算率
21人から30人まで	4歳以上児	900 × 加算率	720 × 加算率
	3歳児	980 × 加算率	800 × 加算率
	1、2歳児	1,540 × 加算率	1,360 × 加算率
	乳児	2,340 × 加算率	2,160 × 加算率
31人から40人まで	4歳以上児	730 × 加算率	590 × 加算率
	3歳児	810 × 加算率	670 × 加算率
	1、2歳児	1,360 × 加算率	1,220 × 加算率
	乳児	2,160 × 加算率	2,020 × 加算率
41人から50人まで	4歳以上児	680 × 加算率	570 × 加算率
	3歳児	760 × 加算率	650 × 加算率
	1、2歳児	1,310 × 加算率	1,210 × 加算率
	乳児	2,110 × 加算率	2,010 × 加算率
51人から60人まで	4歳以上児	590 × 加算率	500 × 加算率
	3歳児	670 × 加算率	580 × 加算率
	1、2歳児	1,230 × 加算率	1,140 × 加算率
	乳児	2,030 × 加算率	1,940 × 加算率
61人から70人まで	4歳以上児	530 × 加算率	450 × 加算率
	3歳児	610 × 加算率	530 × 加算率
	1、2歳児	1,170 × 加算率	1,090 × 加算率
	乳児	1,970 × 加算率	1,890 × 加算率
71人から80人まで	4歳以上児	490 × 加算率	420 × 加算率
	3歳児	570 × 加算率	500 × 加算率
	1、2歳児	1,120 × 加算率	1,050 × 加算率
	乳児	1,920 × 加算率	1,850 × 加算率
81人から90人まで	4歳以上児	450 × 加算率	390 × 加算率
	3歳児	530 × 加算率	470 × 加算率
	1、2歳児	1,080 × 加算率	1,020 × 加算率
	乳児	1,880 × 加算率	1,820 × 加算率
91人から100人まで	4歳以上児	390 × 加算率	330 × 加算率
	3歳児	470 × 加算率	410 × 加算率
	1、2歳児	1,020 × 加算率	960 × 加算率
	乳児	1,820 × 加算率	1,760 × 加算率

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算 I	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
101人 から 110人 まで	4 歳 以上 児	370 × 加算率	320 × 加算率
	3 歳 児	450 × 加算率	400 × 加算率
	1、2 歳 児	1,000 × 加算率	950 × 加算率
	乳 児	1,800 × 加算率	1,750 × 加算率
111人 から 120人 まで	4 歳 以上 児	350 × 加算率	300 × 加算率
	3 歳 児	430 × 加算率	380 × 加算率
	1、2 歳 児	980 × 加算率	940 × 加算率
	乳 児	1,780 × 加算率	1,740 × 加算率
121人 から 130人 まで	4 歳 以上 児	330 × 加算率	290 × 加算率
	3 歳 児	410 × 加算率	370 × 加算率
	1、2 歳 児	970 × 加算率	930 × 加算率
	乳 児	1,770 × 加算率	1,730 × 加算率
131人 から 140人 まで	4 歳 以上 児	320 × 加算率	280 × 加算率
	3 歳 児	400 × 加算率	360 × 加算率
	1、2 歳 児	960 × 加算率	920 × 加算率
	乳 児	1,760 × 加算率	1,720 × 加算率
141人 から 150人 まで	4 歳 以上 児	310 × 加算率	280 × 加算率
	3 歳 児	390 × 加算率	360 × 加算率
	1、2 歳 児	950 × 加算率	910 × 加算率
	乳 児	1,750 × 加算率	1,710 × 加算率
151人 から 160人 まで	4 歳 以上 児	310 × 加算率	280 × 加算率
	3 歳 児	390 × 加算率	360 × 加算率
	1、2 歳 児	940 × 加算率	910 × 加算率
	乳 児	1,740 × 加算率	1,710 × 加算率
161人 から 170人 まで	4 歳 以上 児	300 × 加算率	270 × 加算率
	3 歳 児	380 × 加算率	350 × 加算率
	1、2 歳 児	940 × 加算率	900 × 加算率
	乳 児	1,740 × 加算率	1,700 × 加算率
171人 以上	4 歳 以上 児	300 × 加算率	270 × 加算率
	3 歳 児	380 × 加算率	350 × 加算率
	1、2 歳 児	930 × 加算率	900 × 加算率
	乳 児	1,730 × 加算率	1,700 × 加算率

③ 3歳児配置改善加算

3歳児の保育士の配置を15:1とする場合に、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と処遇改善等加算率に応じた3歳児1人当り月額単価を3歳児数分加算するもの。

基本分	処遇改善等加算 I
<u>8,040</u>	80 × 加算率

④ 4歳以上児配置改善加算

4歳以上児の保育士の配置を25:1とする場合に、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と処遇改善等加算率に応じた4歳以上児1人当り月額単価を4歳以上児数分加算するもの。

基本分	処遇改善等加算 I
<u>3,210</u>	30 × 加算率

⑤ 休日保育加算

休日保育を実施する施設に対して、必要な経費として、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と休日保育の年間延べ利用子ども数の区分及び処遇改善等加算率に応じて定められた額を各月初日の利用子ども数で除して、算出された単価を利用子ども数分加算するもの。

休日保育の年間延べ利用子ども数	基本分	処遇改善等加算 I	1人当り月額単価
~210人	<u>273,500</u>	2,730 × 加算率	$\frac{\begin{matrix} \text{基本分} \\ + \\ \text{処遇改善等加算 I} \end{matrix}}{\div \text{各月初日の利用子ども数}}$
211人~279人	<u>293,000</u>	2,930 × 加算率	
280人~349人	<u>332,100</u>	3,320 × 加算率	
350人~419人	<u>371,200</u>	3,710 × 加算率	
420人~489人	<u>410,200</u>	4,100 × 加算率	
490人~559人	<u>449,300</u>	4,490 × 加算率	
560人~629人	<u>488,400</u>	4,880 × 加算率	
630人~699人	<u>527,500</u>	5,270 × 加算率	
700人~769人	<u>566,600</u>	5,660 × 加算率	
770人~839人	<u>605,700</u>	6,050 × 加算率	
840人~909人	<u>644,700</u>	6,440 × 加算率	
910人~979人	<u>683,800</u>	6,830 × 加算率	
980人~1,049人	<u>722,900</u>	7,220 × 加算率	
1,050人~	<u>762,000</u>	7,620 × 加算率	

⑥ 夜間保育加算

夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務するための経費として、定員区分と子どもの年齢区分と処遇改善等加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	年齢区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	3才以上児	31,010	230 × 加算率
	3才未満児	29,180	
21人～30人	3才以上児	23,110	150 × 加算率
	3才未満児	21,280	
31人～40人	3才以上児	19,160	110 × 加算率
	3才未満児	17,330	
41人～50人	3才以上児	16,790	90 × 加算率
	3才未満児	14,960	
51人～60人	3才以上児	15,210	70 × 加算率
	3才未満児	13,380	
61人～70人	3才以上児	14,080	60 × 加算率
	3才未満児	12,250	
71人～80人	3才以上児	13,230	50 × 加算率
	3才未満児	11,400	
81人～90人	3才以上児	12,570	50 × 加算率
	3才未満児	10,740	

⑦ 減価償却費加算

施設整備費補助を受けていない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、減価償却費の一部として、定員区分と施設の所在する地域の区分(本市は都市部に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	加算単価
20人	9,400
21人～30人	6,500
31人～40人	5,700
41人～50人	5,200
51人～60人	4,300
61人～70人	3,700
71人～80人	4,200
81人～90人	3,700
91人～100人	3,400
101人～110人	3,700
111人～120人	3,400
121人～130人	3,100
131人～140人	3,300
141人～150人	3,100
151人～160人	2,900
161人～170人	3,100
171人～	2,900

⑧ 賃借料加算

賃借物件により運営する施設に対して、賃借料の一部として、定員区分と施設の所在する地域の区分(本市はa地域の都市部に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	加算単価
20人	17,600
21人～30人	12,200
31人～40人	10,900
41人～50人	9,800
51人～60人	8,100
61人～70人	7,100
71人～80人	7,900
81人～90人	7,100
91人～100人	6,200
101人～110人	6,800
111人～120人	6,200
121人～130人	5,700
131人～140人	6,200
141人～150人	6,000
151人～160人	5,400
161人～170人	6,000
171人～	5,400

⑨ チーム保育推進加算

必要保育士数を超えて保育士を配置し、キャリアを積んだ保育士によるチーム保育の体制を構築している施設で、職員の平均経験年数が12年以上の場合に、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増等に充てるものとして、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分や処遇改善等加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。また、4・5歳児の各クラスの定員が25人以上となっていると考えられる、大規模な保育所(定員121人以上)について、保育の質の向上・職員の業務負担の軽減に対応する観点から、保育所の「チーム保育推進加算」を充実させ、2人までの加配を可能とする。

定員区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	24,130 × 加配人数	240 × 加算率 × 加配人数
21人～30人	16,080 × 加配人数	160 × 加算率 × 加配人数
31人～40人	12,060 × 加配人数	120 × 加算率 × 加配人数
41人～50人	9,650 × 加配人数	90 × 加算率 × 加配人数
51人～60人	8,040 × 加配人数	80 × 加算率 × 加配人数
61人～70人	6,890 × 加配人数	60 × 加算率 × 加配人数
71人～80人	6,030 × 加配人数	60 × 加算率 × 加配人数
81人～90人	5,360 × 加配人数	50 × 加算率 × 加配人数
91人～100人	4,820 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
101人～110人	4,380 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
111人～120人	4,020 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
121人～130人	3,710 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
131人～140人	3,440 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
141人～150人	3,210 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
151人～160人	3,010 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
161人～170人	2,830 × 加配人数	20 × 加算率 × 加配人数
171人～	2,680 × 加配人数	20 × 加算率 × 加配人数

⑩ 副食費徴収免除加算

副食費の徴収が免除対象となる子どもの副食費免除分の補填として、副食費の徴収が免除される子ども1人当たり月額単価に加算するもの。

加算単価
4,800

⑪ 分園減算

分園である場合、①基本分単価、②処遇改善等加算 I の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)に応じた率で減算した子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分減額するもの。

減算率
— (①+②) × 10/100

⑫ 施設長未配置減算

専従の施設長が配置されていない場合、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分や処遇改善等加算率に応じた子ども1人当たり月額単価を利用子ども数分減額するもの。

定員区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	<u>27,260</u>	270 × 加算率
21人～30人	<u>18,170</u>	180 × 加算率
31人～40人	<u>13,630</u>	130 × 加算率
41人～50人	<u>10,900</u>	100 × 加算率
51人～60人	<u>9,080</u>	90 × 加算率
61人～70人	<u>7,790</u>	70 × 加算率
71人～80人	<u>6,810</u>	60 × 加算率
81人～90人	<u>6,050</u>	60 × 加算率
91人～100人	<u>5,450</u>	50 × 加算率
101人～110人	<u>4,950</u>	40 × 加算率
111人～120人	<u>4,540</u>	40 × 加算率
121人～130人	<u>4,190</u>	40 × 加算率
131人～140人	<u>3,890</u>	30 × 加算率
141人～150人	<u>3,630</u>	30 × 加算率
151人～160人	<u>3,400</u>	30 × 加算率
161人～170人	<u>3,200</u>	30 × 加算率
171人～	<u>3,020</u>	30 × 加算率

⑬ 土曜閉所減算

土曜日に施設を閉所する場合に、その日数に応じて①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、③3歳児配置改善加算、④4歳以上児配置改善加算、⑥夜間保育加算の5項目の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分に応じた率で減算した子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

定員区分	月に1日土曜日閉所	月に2日土曜日閉所	月に3日以上土曜日閉所	全ての土曜日閉所
20人～40人	$-(①+②+③+④+⑥) \times 1/100$	$-(①+②+③+④+⑥) \times 3/100$	$-(①+②+③+④+⑥) \times 4/100$	$-(①+②+③+④+⑥) \times 5/100$
41人～140人			$-(①+②+③+④+⑥) \times 6/100$	
141人～	$-(①+②+③+④+⑥) \times 2/100$		$-(①+②+③+④+⑥) \times 5/100$	

⑭ 定員恒常的超過減算

連続する過去5年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、③3歳児配置改善加算、④4歳以上児配置改善加算、⑤休日保育加算、⑥夜間保育加算、⑦減価償却費加算、⑧賃借料加算、⑨チーム保育推進加算、⑩分園減算、⑫施設長未配置減算、⑬常態的土曜閉所減算の12項目の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分に応じた率で減算した子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

減算率
$(①\sim⑬(⑩を除く)) \times \text{別に定める調整率}$

⑮～㉔ 主任保育士専任加算等

項目	内容	加算額
⑮ 主任保育士専任加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、複数事業を実施する施設に対し、主任保育士が保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任できるよう、代替保育士を置く場合に、その人件費及び子育て支援のための活動費として、処遇改善等加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。	基本額 処遇改善等加算 I (267,930 + 2,670 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
⑯ 療育支援加算	障害児を受け入れている施設に対して、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者の雇用費として、当該子どもが特別児童扶養手当支給対象児であるかの以下の区分と、処遇改善等加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。 A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B: それ以外の障害児受入施設	A 基本額 処遇改善等加算 I (52,030 + 520 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
		B 基本額 処遇改善等加算 I (34,680 + 340 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
⑰ 事務職員雇上費加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、1事業以上を実施する施設に対し、事務職員の雇用費を上乗せするための経費として、処遇改善等加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	基本額 処遇改善等加算 I (48,100 + 480 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数
⑱ 処遇改善等加算 II	技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費として、副主任保育士等に対する処遇改善等加算 II-①と、職務分野別リーダー等に対する処遇改善等加算 II-②について、各々定められた額に対象となる人数 A 又は B を乗じて、それらを合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 II-① $49,010 \times \text{人数A}(\ast)$ ・処遇改善等加算 II-② $6,130 \times \text{人数B}(\ast)$ ※「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)」に定められた人数 A 及び人数 B とする。
⑲ 処遇改善等加算 III	当該施設において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの。 ※加算 III 算定対象人数については、別に定める	$11,030 \times \text{加算 III 算定対象人数}$ ÷ 各月初日の利用子ども数
㉀ 冷暖房費加算	夏期や冬期における冷暖房費として、所在する地域の区分(本市はその他地域に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。	120
㉁ 高齢者等活躍促進加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、1事業以上を実施しており、障害者等を雇用して子どもの処遇向上を図る施設に対し、対象職員の年間総勤務時間数に応じた額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	(400時間以上 800時間未満) $476,000 \div 3\text{月初日の利用子ども数}$
		(800時間以上 1,200時間未満) $793,000 \div 3\text{月初日の利用子ども数}$
		(1,200時間以上) $1,111,000 \div 3\text{月初日の利用子ども数}$
㉂ 施設機能強化推進費加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、複数事業を実施しており、職員等の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対し、必要な経費(限度額)を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	$160,000(\text{限度額}) \div 3\text{月初日の利用子ども数}$
㉃ 小学校接続加算	小学校との接続を見通した活動を行っている施設に対し、活動に必要な経費として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。 A 以下の2つの要件を満たすもの。 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 B Aの要件に加え、以下の要件を満たすもの。 iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)	A $40,380 \div 3\text{月初日の利用子ども数}$
		B $317,130 \div 3\text{月初日の利用子ども数}$
㉔ 栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施している施設に対し、その雇用費として、以下の区分に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。 A: Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C: A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	A 基本額 処遇改善等加算 I (79,950 + 790 × 加算率)
		B 基本額 処遇改善等加算 I (50,000 + 500 × 加算率)
		C 基本額 $10,000 \div \text{各月初日の利用子ども数}$
㉕ 第三者評価受審加算	第三者評価を受審した施設に対し、受審費用の一部として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。 ※ただし、1施設に対し5年に1回の加算とする。	$150,000 \div 3\text{月初日の利用子ども数}$

